

宮城県農薬危害防止運動実施要領

(趣旨)

第1 本県では、6月から8月にかけて農作物等の病虫害の発生が多くなり、農薬の使用機会も増加するため、農薬安全対策の不備・不注意等による事故に、より一層の注意が必要となる。

一方では、農産物の安全性、生活環境の保全等、農薬に関する社会的関心が高まっており、農薬の適正な使用及び保管管理の徹底が強く求められている。さらに、食品衛生法に基づく農薬成分の残留基準を超えた農産物は流通禁止となるため、農薬散布に当たっては周辺の作物へ危害を及ぼさないよう注意を徹底する必要がある。

このような状況を踏まえ、農薬使用による危害防止と環境保全に配慮した適正な農薬の使用を徹底するとともに、農薬の販売、使用方法、性質に関する正しい知識及び関係法令等の周知を図ることで、農薬による事故等の発生を未然に防止し、本県産農産物の「食の安全・安心」を確保することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

(名称)

第2 本運動の名称は、「宮城県農薬危害防止運動」とする。

(実施期間)

第3 実施期間は、毎年6月1日から8月31日までの3か月間とする。

(実施主体)

第4 実施主体は、宮城県とする。

後援は、一般社団法人宮城県植物防疫協会、宮城県毒劇物協会、宮城県農薬商業協同組合、宮城県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会宮城県本部とする。

(実施事項)

第5 農薬による事故等の発生を未然に防止するとともに、農薬の適正な販売を推進するため、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）については、登録のある農薬を使用すること及び農薬使用基準（適用作物、使用時期、使用量又は希釈倍数、使用回数等）の遵守を徹底すること、農薬販売者については、農薬の適正販売を徹底することを運動方針とし、以下の項目を実施する。

1 農薬の適正使用等についての指導

(1) 地方振興事務所、病虫害防除所、農業改良普及センター、保健所は、市町村及び関係団体と連携し、農薬使用者を対象として、「農薬の適正な使用方法及び保管管理の方法」、「農薬危害防止対策」、「農薬中毒発生時の対応や防止策」、「農薬取締法」及び「毒物及び劇物取締法」等に関する農薬の正しい知識の普及、農薬の適正使用及び使用状況等の記帳を行うよう指導を徹底する。また、農薬使用者の不注意等に起因する事故を防止するため、別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」及び別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」の周知徹底を図る。特に、講習会や巡回による指導・周知が行き届きにくい農薬使用者に対しても周知が図られるよう、地域の実情に応じた情報発信を行う。

(2) 無人航空機（無人ヘリコプター、無人マルチローター）を用いた農薬散布に当たっては、関係法令を遵守するとともに、国及び県が定める安全ガイドライン^{※1※2}を参照し、安全かつ適正な農薬散布を行うよう指導を徹底する。

(3) 土壌くん蒸剤の使用に当たっては、使用場所や周辺の状況に十分配慮するとともに、薬剤のラベルに表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備を着

用し、施用直後は適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う等の安全確保の指導を徹底する。

- (4) やむを得ず、農薬と他の農薬（肥料等を含む）を混用して使用する場合には、ラベルに表示された他の農薬等との混用に関する注意事項を遵守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組合せで混用を行わないよう指導を徹底する。
- (5) 農薬の保管管理に当たっては、農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬やその希釈液、残さ等は飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管するよう指導を徹底する。
- (6) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく「有機農産物」及びみぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度に基づく「特別栽培農産物」の生産ほ場周辺で農薬の散布作業に従事する者に対しては、農薬の適正な使用の徹底に加え、隣接ほ場への農薬飛散防止等の十分な配慮を行うよう指導する。
- (7) G A P（農業生産工程管理）の実施が、農薬の適正使用に関しても有効な手段であることに鑑み、農業者に対しては、「国際水準G A Pガイドライン」（令和4年3月8日付け3農産第3417号農林水産省農産局長通知）やG A P認証の取得に当たって求められる農薬の適正使用に関連する事項等を参考として、具体的な取組を行うよう指導する。

2 農薬使用者の健康管理に関する指導

農薬の散布作業に従事する者に対し、健康の管理に十分留意させるとともに、身体に異常を感じた場合は速やかに医師の診断を受けるよう指導する。

3 農薬の適正販売に関する指導

- (1) 農薬の販売に当たっては、知事への届出が義務付けられているので、届出を行うことなく農薬の販売を行わないよう指導する。
- (2) 全国では農薬使用に伴う事故や被害が発生していることから、農薬販売者には関係法令の周知とともに、別記3「毒劇物に該当する農薬の適正販売強化対策」の周知徹底を図る。また、農薬の販売に当たっては、農薬使用者に対して農薬の適正な使用及び保管管理による事故等の発生防止を呼びかけるよう指導する。
- (3) インターネットによる通信販売やオークション等の普及に伴い、農薬販売においても、販売の届出を行うことなく農薬を販売したり、小分けした農薬を販売したりする不適切な事例が全国的に確認されていることから、こうした業態においても農薬の適正販売を実施するよう周知する。

4 環境への危害防止対策

- (1) 住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む。）や、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所における農薬使用については、周辺住民の健康及び生活環境の保全に十分留意し、農薬の飛散防止に必要な措置を講じるとともに、事前通知や散布時の看板設置等に努めるよう指導する。また、フェロモントラップ（捕虫器）を使用の際は、野鳥を誤って捕獲しないよう十分注意をし、使用時期終了後は速やかに取り外す等、適正に管理するよう指導する。
- (2) 公共用水域における水質保全のため、農薬使用基準やその他注意事項を遵守するよう指導する。特に農薬の廃液処理、水田における農薬使用時の水管理等に際しては、周辺環境に十分配慮し、水質への影響や水産動植物への危害の防止に努めるよう指導

する。

(3) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止するため、関係部局の連絡を密にし、ゴルフ場からの排水に含まれる農薬の残留実態把握に努めつつ、ゴルフ場関係者への指導・助言に努める。

(4) 農薬使用者に対して、病虫害防除に際しては周辺環境に配慮するとともに、各関係機関との連携を図るよう指導する。

(5) 全国では農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂のへい死が散見されること、水稻開花期直前から開花期後2週間程度は蜜蜂が水田に飛来することから、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が農薬使用や蜂場設置に関する情報共有等により危害防止に努める。

(普及啓発及び関係機関との連携等)

第6 県は、本運動を効果的かつ円滑に実施するため、普及啓発及び関係機関との連携等を図る。

1 広報誌等による普及啓発

多様な広報手段を活用し、本運動の普及徹底を図るとともに、農薬の適正な使用や保管管理、中毒時の応急措置等について解説した資料を作成・配布し、農薬に関する正しい知識の普及に努める。また、地方公共団体の施設管理部局等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対して、農薬適正使用に関する積極的な情報収集及び講習会等への参加を呼びかける。

2 児童及び生徒に対する危害防止

県は、農薬の飛散が、児童等に健康被害を及ぼすことがないように教育委員会の協力を得て県内小学校、中学校等への本運動の趣旨を普及し、児童及び生徒への危害防止を図る。

3 医療機関との連携

関係医療機関等に対して、農薬の使用に伴う事故における症状及びその応急措置等の資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制を万全にするとともに、今後の事故防止対策に反映させる等の観点から、医療機関等に対し、事故内容等を速やかに報告するよう依頼するなど医療機関等との連携を密にし、事故の状況を的確に把握するよう努める。

(実施状況報告)

第7 地方振興事務所長、病虫害防除所長、農業改良普及センター所長は、別記様式により実施状況を取りまとめ、農政部長宛て、毎年9月20日までに報告する。

※1 国ガイドライン（令和5年3月30日付け4消安第7181号農林水産省消費・安全局通知）

- ・「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」
- ・「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」

※2 県ガイドライン等（令和2年2月10日制定、令和6年4月1日最終改訂）

- ・「宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」
- ・「無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布時に生じた事故発生後の取扱いについて」

みやぎ米推進課HPに掲載 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/koku.html>

附 則

この要領は、令和5年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月30日から施行する。

別記1

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】（全国での事例報告に基づくもの）

1 農薬散布前

（1）原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの

（2）防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てて注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

（1）原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの
- ② 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの
- ③ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散布等により散布作業員自身が農薬に暴露したことによるもの
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの
- ⑤ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの
- ⑥ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの

（2）防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風上に向かっての散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の手持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。

オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。

カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。

キ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの
- ② 土壌くん蒸剤使用後の被覆管理が不適切であったことによるもの
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの

(2) 防止対策

- ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入を防ぐ。
- ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器に移し替えていたり、保管庫に施錠していなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、子ども等が誤飲したことによるもの
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの

(2) 防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子どもや作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移替えない。また、誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。
- ウ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、ペットボトルやガラス瓶などの飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。
- エ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- オ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】（全国での事例報告に基づくもの）

（１）原因

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの
- ④ 不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死したもの

（２）防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 使用するラベルに、「農薬使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前８時～１２時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
- サ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

別記 2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等（全国での事例報告に基づくもの）

（1）原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの

（2）防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

（1）原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの

③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの

④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの

(2) 防止対策

ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。

イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。

ウ 使用時期と農作物の収穫予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの収穫予定日を確認した上で農薬を使用する。

エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。

オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの

(2) 防止対策

ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。

イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。

別記 3

毒劇物に該当する農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物に該当する農薬の悪用等の不適切な使用の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物に該当する農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物に該当する農薬の販売をするに当たっては、登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物に該当する農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物に該当する農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

(別記様式)

農薬危害防止運動実施状況報告書

公所名

実施月日	対象人数	対象者	実施内容
月 日	人		

*農業改良普及センターにあつては、管内で使用している防除暦の確認作業も記入してください。

農薬危害防止運動実施状況報告書

公所名

実施月日	対象人数	対象者	実施内容
月 日	人		
6月○日	—	JA○○ きゅうり部会	きゅうり防除暦の作成・指導
6月○日	100	管内中核農家	リーフレットの配布
7月○日	30	○○町 きゅうり栽培農家	きゅうり栽培講習会の中で農薬の 適正使用指導

※農業改良普及センターにあっては、管内で使用している防除暦の確認作業も記入してください。